

手続きの流れ

取得事業

定住のため市内に空き家を取得した者

要件の確認

・補助対象となる空き家の要件、補助対象者の要件、補助対象となる経費の確認をお願いします。要件等の詳細は当該リーフレット裏面及びホームページに記載があります。

事前相談

・受付窓口で「岐阜市空き家取得費・改修費補助事業」についての事前相談を行っています。事前相談により当該補助金を使用できるかを判断いたします。

⚠️ 空き家の売買契約の締結日又は引渡日の遅い日から **1年以内** に申請する必要があります。

⚠️ 改修事業の申請時に空き家は取得済である必要があります。

取得事業の者は、申請日において世帯全員が空き家の住所に住民登録がある必要があります。

補助金の申請

・受付窓口へ、「岐阜市空き家取得費・改修費補助金交付申請書(様式第1号)」※3及びその他必要な申請書類(右面参照)を提出してください。

⚠️ 取得事業の申請期限は **令和8年2月10日まで**、改修事業の申請期限は **令和7年12月25日まで** となります。

⚠️ 申請後の補助金の増額はできません。

内容の審査(市)

▽ 2～3週間程度

補助金交付決定(市)

交付請求

・受付窓口へ「岐阜市空き家取得費・改修費補助金交付請求書(様式第16号)」※3を提出してください。

⚠️ 提出期限は交付決定日から **30日以内** 又は **令和8年3月1日** のいずれか早い日までとなります。

▽ 4週間程度

補助金の交付(市)※7

改修事業

定住のため市内に空き家を取得して改修する者※1
(改修工事済や事前に着工した場合は補助対象外)

改修工事の見積もり

・改修工事業者から改修工事に係る見積書(費用の内訳が分かるもの)を受け取ってください。

⚠️ この時点では契約を行わないでください。

⚠️ 改修工事業者は **建設業許可**※2を受けている業者に限ります。

改修工事契約・着工

・改修工事業者と請負契約を締結し、工事請負契約書を作成してください。
・工事中の写真は実績報告時に必要ですので撮り忘れにご注意ください。

⚠️ 必ず交付決定後に改修工事の契約・着工を行ってください。

工事等についての変更※5

工事・費用支払いの完了

・工事完了後、工事代金を支払い、領収書を受け取ってください。

⚠️ **令和8年2月末日までに改修工事と工事費用の支払いを全て完了**、及び定住者全員が空き家へ住民票の移動をする必要があります。

実績報告書提出

・受付窓口へ「岐阜市空き家取得費・改修費補助対象事業実績報告書(様式第14号)」※3及びその他必要な書類(右面参照)を提出してください。

⚠️ 提出期限は補助事業完了日※6から **30日以内** 又は **令和8年3月1日** のいずれか早い日までとなります。

▽ 4週間程度

補助金の交付(市)※7

- ※1 補助金の申請者が空き家を改修する必要があります。
- ※2 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けているもの。
- ※3 各種申請書類等は市ホームページよりダウンロードできます。
- ※4 岐阜市納税課で取得できます(有料)。
- ※5 改修工事等の変更により、補助金交付決定額が減額となる場合は変更届を提出してください。
- ※6 工事代金の支払い完了日又は空き家の住所に定住者全員が住民票を移動させた日のいずれか遅い日。
- ※7 虚偽等により不正に補助金を受給した場合は返還を求められます。

取得事業**改修事業****の申請時に必要な書類**

- | | |
|--|--------------------------|
| (1) 取得した空き家に係る売買契約書の写し | ☐ |
| (2) 取得した空き家に係る売買の領収書の写し(振込明細等は不可) | ☐ |
| (3) 取得した空き家に係る登記事項証明書の写し(取得後に限る) | ☐ |
| (4) 次のアからウまでのいずれかの書類(購入前の空き家に関するものに限る。) | ☐ |
| ア 電気、ガス又は水道の使用が停止され、又は廃止されたことが確認できる書類 | |
| イ 宅地建物取引業者により空き家であることを表示して販売の広告がなされたことを証する書類の写し | |
| ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 | |
| (5) 住民票の写し(定住者が属する世帯の全員及びその続柄が記載されたものに限る。) | ☐ |
| (6) 申請者と定住者が異なる場合にあっては、その続柄を証する戸籍謄本の写し | ☐ |
| (7) 戸籍の附票(市外からの定住者であって、住民票の写しにより定住者の要件に該当することを確認できない場合に限る。) | ☐ |
| (8) 申請者及び定住者が属する世帯の全員が市税を滞納していないことを証する書類※4又は税務情報の取扱いに関する同意書(様式第2号)※3 | ☐ |
| (9) 戸籍謄本の写し(新婚世帯の者であって、申請日において婚姻の届出をしている場合に限る。) | ☐ |
| (10) 耐震性報告書兼耐震化計画書(様式第3号)※3 | ☐ |

取得事業**に限り追加で必要な書類**

- | | |
|-------------------------------|--------------------------|
| (11) 取得した空き家の外観の全景写真(2方向から撮影) | ☐ |
|-------------------------------|--------------------------|

改修事業**に限り追加で必要な書類**

- | | |
|---|--------------------------|
| (11) 改修事業計画書(様式第4号)※3 | ☐ |
| (12) 改修工事に係る見積書の写し | ☐ |
| (13) 改修費用等の内訳書(様式第5号)※3 | ☐ |
| (14) 改修工事をする部分の平面図(当該部分の撮影方向を記したもの) | ☐ |
| (15) 改修工事をする部分及び外観の施工前の状況写真 | ☐ |
| (16) 他の助成金等の交付の申請において提出した改修工事に係る見積書の写し(他の助成金等の交付を受ける場合に限る。) | ☐ |

改修事業**の実績報告時に必要な書類**

- | | |
|--|--------------------------|
| (1) 改修工事をした部分の平面図(当該部分の撮影方向を記したものに限る。) | ☐ |
| (2) 改修工事をした部分の施工後の写真(施工後の確認が困難な部分については、施工中の写真) | ☐ |
| (3) 改修工事に係る請負契約書又は請書の写し | ☐ |
| (4) 改修工事に係る領収書の写し(振込明細等は不可) | ☐ |
| (5) 改修工事に係る見積書の写し(申請(申請の変更)時に提出した見積書の写しの内容に変更があった場合に限る。) | ☐ |
| (6) 改修費用等の内訳書(申請(申請の変更)時に提出した補助対象改修費等の内訳書の内容に変更があった場合に限る。) | ☐ |
| (7) 住民票の写し(申請時に提出した住民票の写しに変更があった場合に限る。) | ☐ |
| (8) 戸籍謄本の写し(補助金の交付の申請日後に婚姻の届出をした場合に限る。) | ☐ |
| (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 | ☐ |

補助対象となる空き家の要件

下記のいずれにも該当すること。

- (1) 取得した空き家は戸建て住宅若しくは店舗併用住宅(店舗スペースが居住スペースの 1/2 以下)であること。
- (2) 取得した空き家が、宅地建物取引業者により空き家であることを表示して販売の広告がなされたものであること。※a
- (3) 宅地建物取引業者と媒介契約により購入した空き家又は宅地建物取引業者から売買契約により購入した空き家であること。
- (4) 申請者の世帯全員の 3 親等以内の親族から購入した空き家でないこと。
- (5) 取得した空き家は建築が完了した日から 5 年以上経過していること。



取得とは：市内の空き家を購入し補助金の交付を申請しようとする者又はその親、子、配偶者若しくは配偶者の親(以下「親等」という。)のいずれかの者を購入した空き家の所有者とする登記(不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)の規定による登録をいう。)をすることをいう。

※a 電気、ガス又は水道の使用が停止されていることが分かる書類若しくはその他、別に定める要件に該当する場合でもよい。

補助対象者の要件

下記のいずれにも該当すること。

- (1) 空き家に定住する2人以上の世帯※bに属する者であって、下記表のいずれかの欄に1つ以上該当するものがあること。

	取得事業の者	改修事業の者
市外からの定住者		
申請日前1年間市外において住民登録をされていた者であって、改修事業完了日までに本市に転入する者		
申請日1年以内に本市に転入した者であって、当該転入の日前1年間市外において住民登録をされていた者		
市内の賃貸住宅からの転居		
市内の賃貸住宅から取得した空き家に転居した者		
改修事業完了日までに市内の賃貸住宅から取得した空き家に転居する者		
子育て世帯		
申請日において義務教育終了前の子を含む世帯		
新婚世帯		
改修事業完了日までに婚姻の届出をする世帯		
申請日前2年以内に婚姻の届出をした世帯		
空き家バンク登録空き家購入者		
取得した空き家が岐阜市空き家バンクに登録された空き家であること		

- (2) **取得事業**の場合において、申請日において世帯の全員が空き家の住所において住民登録済であること。
改修事業の場合において、世帯の全員が令和8年2月末までに空き家の住所において住民登録をすること。
- (3) 世帯の全員が市税の滞納をしていないこと。
- (4) 世帯の全員が暴力団でないこと。
- (5) 世帯全員が過去に当該補助及び岐阜市中心市街地新築住宅取得助成金の交付を受けていないこと。
- (6) 補助金の交付を受けた日から3年以上居住する意があること。
- (7) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に確認済証を受けた旧耐震の空き家については耐震工事済が耐震工事を実施する意があること。



空き家の定住者が親等である場合、申請者は(3)、(4)、(5)、親等は(1)～(7)に該当する必要があります。

※b 内縁や友人は対象外となります。

補助対象となる経費 ※消費税は除く

● 取得事業の場合

- ・取得した空き家の購入費(売買契約の金額 ※売買契約の金額が30万円未満の場合はその金額)

● 改修事業の場合

- ・取得した空き家の購入費(売買契約の金額 ※売買契約の金額が30万円未満の場合はその金額)
- ・改修費用として、次の(1)～(3)に相当する費用

- (1) 空き家の改修に係る費用(改築、増築、備品購入、設備整備、外構工事、耐震改修工事、不要物の処分、清掃等は補助対象外となります。)
- (2) 空き家に併設された店舗、事務所等の併設店舗等を住居として転用するための改修に係る費用(居宅を店舗、事務所等へ転用するための改修は補助対象外となります。)
- (3) 空き家に居住するための併設店舗等の躯体の改修に係る費用

空き家で新しい
暮らしを始めてみませんか？

岐阜市 空き家 取得費・改修費補助金

岐阜市に定住するため空き家を
取得・改修する場合に最大 80 万円補助します。

補助メニュー

取得事業



- 定住のため市内に空き家を取得した場合

【補助金額】

空き家の取得費（上限額 30 万）

最大
30万円

改修事業



- 定住のため市内に空き家を取得して改修する場合

【補助金額】

空き家の取得費（上限額 30 万）に
空き家の改修費用 の 1/2（上限額 50 万）を加算した額

最大
80万円

（申請者の世帯が定住する場合のほか、申請者の親世帯、子世帯が定住する場合も対象）

- ・補助対象要件の詳細についてはパンフレット裏面又はホームページをご覧ください
- ・改修事業では、改修工事の工事契約前に申請する必要があります
- ・補助金の申請前に必ず事前相談を受けて下さい

申請受付期間 ※予算額に到達した時点で受付を終了します。

取得事業

令和7年5月19日から
令和8年2月10日まで

改修事業

令和7年5月19日から
令和7年12月25日まで

お問い合わせ先

岐阜市役所 住宅・空家対策課 空家指導係
〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1（市庁舎17階）
TEL | 058-214-2180 FAX | 058-262-5683

お問い合わせ時間

月～金曜日（祝日を除く。）8:45～17:30 まで



岐阜市 空き家改修

検索

←ホームページはこちらから

岐阜市空き家バンク

岐阜市内の空き家情報が紹介されています→

